

改正案

現行告示

建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件

建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件

第一 木造の建築物等に関する基準 (略)

第一 木造の建築物等に関する基準 (略)

第二 鉄骨造の建築物等に関する基準 (略)

第二 鉄骨造の建築物等に関する基準 (略)

第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準

第三 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物等に関する基準

鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、第一号ハ、第二号ロ(第一号ロの規定の適用に係る部分を除く。)及び第三号ハの規定以外の規定にあつては、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算のうちいずれかを行うこと。ただし、実験によつて耐力壁並びに構造耐力上主要な部分である柱及びはりが地震に対して十分な強度を有し、又は十分な靱性をもつことが確かめられる場合においては、この限りでない。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

改 正 案

現 行 告 示

木造建築物の軸組の設置の基準を定める件

木造建築物の軸組の設置の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造建築物においては、次に定める基準に従つて軸組を設置しなければならない。ただし、令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びびけた行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

一〇三 (略)

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造建築物においては、次に定める基準に従つて軸組を設置しなければならない。ただし、令第八十二条の三第二号に定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及びびけた行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

一〇三 (略)

改 正 案

現 行 告 示

補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第五十一条第一項ただし書の規定に基づき、補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第五十一条第一項ただし書の規定に基づき、補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第五十一条第一項ただし書に規定する鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算を行うこととする。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第五十一条第一項ただし書に規定する鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートで補強された組積造の建築物の部分等の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、令第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算を行うこととする。

改正案

現行告示

鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件

鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する許容応力度等計算（令第八十二条第四号及び第八十二条の五を除く。）を行った場合においては、この限りでない。

一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

一 露出形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。ただし、イ及び

イ〜ヘ（略）

イ〜ヘ（略）

二 根巻き形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

二 根巻き形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ・ロ（略）

イ・ロ（略）

ハ 根巻き部分に令第七十七条第二号及び第三号に規定する帯筋を配置したものであること。ただし、令第三章第八節第一款の二に規定する保有水平耐力計算を行った場合においては、この限りでない。

ハ 根巻き部分に令第七十七条第二号及び第三号に規定する帯筋を配置したものであること。

三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

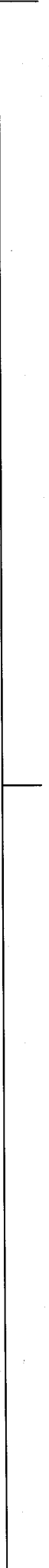
三 埋込み形式柱脚にあつては、次に適合するものであること。

イ・ロ（略）

イ・ロ（略）

ハ 埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。

ハ 埋込み部分の鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが鉄骨の柱幅以上であること。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算を行った場合においては、この限りでない。



改正案

現行告示

損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh  
 及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力  
 上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件

損傷限界変位、Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh  
 及びGsを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力  
 上の安全を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の五第三号  
 イからニまで、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、損傷限界変位、Td  
 、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並びに屋  
 根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のように定  
 める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の五第三号  
 イからニまで、第五号、第七号並びに第八号の規定に基づき、損傷限界変位、  
 Td、Bdi、層間変位、安全限界変位、Ts、Bsi、Fh及びGsを計算する方法並び  
 に屋根ふき材等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準を次のよう  
 に定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の五に規定する限界  
 耐力計算(第三号及び第五号に係る部分に限る。)は、増分解析に基づき行う  
 ものとし、かつ、各階が第六の規定によって計算した安全限界変位に達するま  
 でに当該各階における有害な耐力の低下がないことを確かめなければならない。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の五に規定する限界  
 耐力計算(第三号及び第五号に係る部分に限る。)は、増分解析に基づき行う  
 ものとし、かつ、各階が第六の規定によって計算した安全限界変位に達するま  
 でに当該各階における耐力の低下がないことを確かめなければならない。

第二 (略)

第二 (略)

第三 (略)

第三 (略)

2 (略)

2 (略)

3 令第八十二条の五第四号に規定する建築物の地下部分の計算に当たっては、  
 当該建築物の損傷限界時に地下部分に生ずる力を用いて計算しなければなら  
 ない。ただし、第五ただし書の規定によって建築物の各階の層間変位を計算  
 した場合には、建築物の各階の変位が当該層間変位に達する場合に地

3 令第八十二条の五第四号に規定する建築物の地下部分の計算に当たっては、  
 当該建築物の損傷限界時に地下部分に生ずる力を用いて計算しなければなら  
 ない。

下部分に生ずる力を用いて計算することができる。

第四 (略)

第五 令第八十二条の五第三号ニに規定する各階に生ずる水平方向の層間変位は、第三第一項に規定する建築物の損傷限界時における各階に生ずる水平方向の層間変位とする。ただし、建築物に生ずる水平力と変位の関係に基づき、建築物の各部分の質量及び剛性に基づく固有値解析その他の方法によって第三第一項に規定する損傷限界固有周期 $T_d$ を計算した場合にあつては、当該損傷限界固有周期 $T_d$ における各階の変位を層間変位とすることができる。

第六 (略)

第七 令第八十二条の六第五号ロに規定する建築物の安全限界固有周期 $T_s$ は、次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を求めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることのできるものとする。

(式 略)

この式において、 $T_s$ 、 $M_{us}$ 、 $\Delta_s$ 及び $Q_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$T_s$  (略)

$M_{us}$  (略)

(式 略)

この式において、 $m_i$ 及び $\delta_{si}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$m_i$  (略)

$\delta_{si}$  (略)

第四 (略)

第五 令第八十二条の五第三号ニに規定する各階に生ずる水平方向の層間変位は、第三第一項に規定する建築物の損傷限界時における各階に生ずる水平方向の層間変位とする。

第六 (略)

第七 令第八十二条の六第五号ロに規定する建築物の安全限界固有周期 $T_s$ は、次の式によって計算するものとする。ただし、地盤調査によって地盤の特性を求めた場合においては、更に次項の規定によって計算した周期調整係数を乗じることができるものとし、建築物の各部分の質量及び剛性に基づき固有値解析等の手法によって当該周期を計算できる場合においては、当該計算によることのできるものとする。

(式 略)

この式において、 $T_s$ 、 $M_{us}$ 、 $\Delta_s$ 及び $Q_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$T_s$  (略)

$M_{us}$  (略)

(式 略)

この式において、 $m_i$ 及び $\delta_{si}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$m_i$  (略)

$\delta_{si}$  (略)

(式 略)

この式において、 $B_{si}$  及び  $Q_{si}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$B_{si}$  (略)

$Q_{si}$  (略)

$Q_s$  次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力(単位 キロニュートン)

各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値  $q_{si}$  のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算すること。

(式 略)

この式において、 $q_{si}$ 、 $Q_{ui}$ 、 $F_{ei}$ 、 $B_{si}$  及び  $m_i$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$q_{si}$  (略)

$Q_{ui}$  (略)

$F_{ei}$  昭和五十五年建設省告示第七百九十二号に定める基準の第七表

二に揚げる建築物の第  $i$  階における  $F_e$  の数値。ただし、構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性、耐力及びそれらの配置の状況を考慮して保有水平耐力に与える偏心の影響に基づいて計算する場合においては、当該計算によることができるものとする。

$B_{si}$  (略)

$m_i$  (略)

$\Delta_s$  (略)

2/4 (略)

第八・第九 (略)

(式 略)

この式において、 $B_{si}$  及び  $Q_{si}$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$B_{si}$  (略)

$Q_{si}$  (略)

$Q_s$  次に定めるところにより計算した建築物の安全限界耐力(単位 キロニュートン)

各階について次の式によって計算した安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値  $q_{si}$  のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として計算すること。

(式 略)

この式において、 $q_{si}$ 、 $Q_{ui}$ 、 $F_{ei}$ 、 $B_{si}$  及び  $m_i$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$q_{si}$  (略)

$Q_{ui}$  (略)

$F_{ei}$  昭和五十五年建設省告示第七百九十二号に定める基準の第二表

二に揚げる建築物の第  $i$  階における  $F_e$  の数値。ただし、構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性、耐力及びそれらの配置の状況を考慮して保有水平耐力に与える偏心の影響に基づいて計算する場合においては、当該計算によることができるものとする。

$B_{si}$  (略)

$m_i$  (略)

$\Delta_s$  (略)

2/4 (略)

第八・第九 (略)



第十 (略)

2 前項の規定にかかわらず、令第八十二条の五第五号ハの表に規定するGsの数値は、地盤の液化化による表層地盤の変形による影響がGsの計算に支障を生じることのない場合で、かつ、建築物の敷地は、がけ地その他これらに類する傾斜した地盤又はその近傍にない場合(特別な調査又は研究の結果に基づき傾斜した地盤における工学的基盤からの増幅と同等以上の増幅を計算できる場合を除く。)においては、第一号から第三号までに定めるところにより計算することができるものとする。

一 (略)

二 Gsは、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の安全限界固有周期に応じて、イによつて計算した地盤の卓越周期及びびロによつて計算した表層地盤の増幅率を用いて、次の表の(3)欄に掲げる式によつて計算すること。この場合において、建築物の安全限界時のGsが一・二三を下回るときは一・二三とするものとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮してハによつて計算される相互作用に関する係数βを乗じることができるものとする。

イ (略)

ロ 表層地盤の一次卓越周期に対する増幅率Gs1及び二次卓越周期に対する増幅率Gs2は、それぞれ次に掲げる式によつて計算するものとする。

(式 略)

ハ (略)

第十一・第十二 (略)

第十 (略)

2 前項の規定にかかわらず、令第八十二条の五第五号ハの表に規定するGsの数値は、地盤が液化化を生ずることのない場合で、かつ、建築物の敷地は、がけ地その他これらに類する傾斜した地盤又はその近傍にない場合(特別な調査又は研究の結果に基づき傾斜した地盤における工学的基盤からの増幅と同等以上の増幅を計算できる場合を除く。)においては、第一号から第三号までに定めるところにより計算することができるものとする。

一 (略)

二 Gsは、次の表の(イ)欄に掲げる建築物の安全限界固有周期に応じて、イによつて計算した地盤の卓越周期及びびロによつて計算した表層地盤の増幅率を用いて、次の表の(3)欄に掲げる式によつて計算すること。この場合において、建築物の安全限界時のGsが一・二三を下回るときは一・二三とするものとし、更に、建築物と表層地盤との相互作用を考慮してハによつて計算される相互作用に関する係数βを乗じることができるものとする。

イ (略)

ロ 表層地盤の一次卓越周期に対する増幅率Gs1及び二次卓越周期に対する増幅率Gs2は、それぞれ次に掲げる式によつて計算するものとする。ただし、Gs1について、建築物の安全限界時における値が一・二を下回る場合には一・二とするものとする。

(式 略)

ハ (略)

第十一・第十二 (略)



改 正 案

現 行 告 示

屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の四の規定に基づき、屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十二条の五の規定に基づき、屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の四に規定する屋根ふき材及び屋外に面する帳壁(高さ十三メートルを超える建築物(高さ十三メートル以下の部分で高さ十三メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分及び一階の部分又はこれに類する屋外からの出入口(専ら避難に供するものを除く。))を有する階の部分を除く。)の帳壁に限る。)の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条の五に規定する屋根ふき材及び屋外に面する帳壁(高さ十三メートルを超える建築物(高さ十三メートル以下の部分で高さ十三メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分及び一階の部分又はこれに類する屋外からの出入口(専ら避難に供するものを除く。))を有する階の部分を除く。)の帳壁に限る。)の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

2 (略)

2 (略)

改 正 案

現 行 告 示

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を求めるための地盤調査の方法並びにその結果に基づき地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力を定める方法等を定める件

第一〇第七 (略)

第一〇第七 (略)

第八 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。

第八 くい体又は地盤アンカー体に用いる材料の許容応力度は、次に掲げるところによる。

一〇六 (略)

一〇六 (略)

七 くい体又は地盤アンカー体に用いる緊張材の許容応力度は、平成十三年国土交通省告示第千二十四号第一第十七号の規定を準用しなければならない。

七 くい体又は地盤アンカー体に用いる緊張材の許容応力度は、昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第十八号の規定を準用しなければならない。

八 (略)

八 (略)

2 (略)

2 (略)

改正案

現行告示

建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法を定める件

建築基準法施行令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材の構造方法を定める件

1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

1 令第七十九条第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄筋コンクリートで造られた部材及び同令第七十九条の三第一項の規定を適用しないプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材は、次に掲げるものとする。

一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ(5)(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

一 プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートで造られた部材で、地階を除く階数が三以下の建築物の基礎ぐい以外の部分又は擁壁に用いられるものであり、その構造が次のイからニまでに定める基準に適合しているもの又は当該基準と同等以上の耐久性を確保するために必要なタイル貼り、モルタル塗りその他の措置が講じられており、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂についてニ(5)(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によって安全であることが確かめられたもの

イ〜ハ (略)

イ〜ハ (略)

ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

ニ かぶり厚さが次に定める基準に適合していること。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあつては、令第七十九条第一項に定めるかぶり厚さの数値(鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さ)にあつては令第七十九条の三第一項に定める数値)であること

(2) 耐力壁以外の間仕切壁以外の部材にあつては、令第七十九条第一項に定めるかぶり厚さの数値(鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨に対するかぶり厚さ)にあつては令第七十九条の三第一項に定める数値)であること

。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは、耐力壁、柱又ははりには二センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては三センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて四センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは四センチメートル以上とすることができる。

(i) (略)

(ii) 令第八十一条第二項第一号ロに規定する構造計算を行った場合

(iii) 建築基準法第二十条第一号の規定により国土交通大臣の認定を受けた場合

2 二・三 (略)

。ただし、鉄筋に対するコンクリートの付着割裂について(i)から(iii)までに定めるいずれかの構造計算によつて安全であることが確かめられた場合においては、プレキャスト鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄筋に対するかぶり厚さは、耐力壁、柱又ははりには二センチメートル以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあつては三センチメートル以上、基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては捨コンクリートの部分を除いて四センチメートル以上、プレキャスト鉄骨鉄筋コンクリート造で造られた部材の鉄骨に対するかぶり厚さは四センチメートル以上とすることができる。

(i) (略)

(ii) 令第八十二条の六に規定する限界耐力計算又は令第八十一条第一項ただし書の規定に基づき限界耐力計算による場合と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算を行った場合

(iii) 令第三十六条第二項第三号、第三項第一号又は第四項に規定する令第八十一条の二の規定により国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けた場合

2 二・三 (略)

改正案

現行告示

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートパネルを用いる場合における当該床版又は屋根版の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件

第一 (略)

第一 (略)

第二 床版又は屋根版

第二 床版又は屋根版

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。

構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルは、次に定めるところによらなければならない。

一 軽量気泡コンクリートパネルは、斜材の併用その他の措置を講ずることにより建築物に作用する水平力を負担しない構造方法としなければならない。

一 軽量気泡コンクリートパネルは、建築物に作用する水平力を負担しない構造方法としなければならない。ただし、最下階の床版であつて一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもので、これらの部材相互を繋結したものを含む。)の基礎及び布基礎の立上り部分を含む。

( )に繋結する場合、又は建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

二(四) (略)

二(四) (略)

2 前項第一号に規定する構造方法とした場合又は建築基準法施行令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合を除き、建築物の構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートを用いた建築物は、次に定めるものとしなければならない。

2 構造耐力上主要な部分である床版又は屋根版に軽量気泡コンクリートを用いた建築物は、次に定めるものとしなければならない。

一 (略)

二 最下階の床版にあつて一体の鉄筋コンクリート造(二以上の部材を組み合わせたもので、部材相互を緊結したものを除く。)の基礎ばり(べた基礎及び布基礎の立上り部分を含む。)に緊結する場合を除き、床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場合は、当該軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター筋又は金物によつて構造耐力上有効に接合すること。

第三・第四 (略)

一 (略)

二 床版又は屋根版に用いる軽量気泡コンクリートパネルを並べて配置する場  
合にあつては、当該軽量気泡コンクリートパネル相互の接合部をコッター又  
は金物によつて構造耐力上有効に接合すること。

第三・第四 (略)



○国土交通省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める告示を制定する。

平成十九年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第十条第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第十条第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準は、次に掲げるものとする。

- 一 昭和五十八年建設省告示第千三百二十号第一から第十二まで
- 二 平成十三年国土交通省告示第千二百二十六号第一から第八まで
- 三 平成十三年国土交通省告示第千五百四十号第一から第八まで

○国土交通省告示第千二百七十四号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める告示を制定する。

平成十九年十月五日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

- 一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすものであること。

二 地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さ九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

- (1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

- (2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロ(2)の規定を満たすものであること。

三 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリートの建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。